

# 令和3年7月豪雨災害 被災者支援制度一覧

(令和4年4月1日現在)

雲 南 市

もくじ

◇生活再建支援	
・被災者生活再建支援金	2
・母子、父子、寡婦福祉資金【一部受付終了】	3
・がけ地近接危険住宅等移転事業	3
◇営農継続支援	
・令和3年7月豪雨災に伴う営農継続補助金【新設】	4
◇手当の特別措置	
・特別児童扶養手当、特別障害者手当等の特例措置	4
◇税等の減免・猶予	
・農地・農業用施設災害復旧事業、 <b>林地崩壊防止事業</b> に係る 個人（受益者）負担の軽減	4
・市県民税における雑損控除	5
◇その他の支援と相談窓口	
・健康相談窓口	5
◇更新状況	6

◇生活再建支援

制度の名称	被災者生活再建支援金																																									
支援の種類	給付																																									
支援の内容	<p>■災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。</p> <p>■支給額は(1)及び(2)の支援金の合計額となります。(世帯の構成員が一人の場合は3/4の額)</p> <p>■所得制限はありません。</p> <p>(1)住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)</p> <table border="1"> <tr> <td>住宅の被害程度</td> <td>全壊</td> <td>解体</td> <td>長期避難</td> <td>大規模半壊</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>(2)住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)</p> <p>①全壊、解体、長期避難、大規模半壊の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>住宅の再建方法</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃貸(公営住宅以外)</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>②中規模半壊の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>住宅の再建方法</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃貸(公営住宅以外)</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>実費(上限100万円)</td> <td>実費(上限100万円)</td> <td>実費(上限25万円)</td> </tr> </table> <p>③半壊の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>住宅の再建方法</td> <td>補修</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>実費(上限100万円)</td> </tr> </table> <p>④準半壊の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>住宅の再建方法</td> <td>補修</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>実費(上限40万円)</td> </tr> </table> <p>⑤準半壊に至らない(一部損壊)、床上浸水、床下浸水 ※市独自支援分</p> <table border="1"> <tr> <td>住宅の再建方法</td> <td>補修</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>実費(上限20万円)※</td> </tr> </table>				住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)	支給額	実費(上限100万円)	実費(上限100万円)	実費(上限25万円)	住宅の再建方法	補修	支給額	実費(上限100万円)	住宅の再建方法	補修	支給額	実費(上限40万円)	住宅の再建方法	補修	支給額	実費(上限20万円)※
	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																																					
	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																																					
	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)																																						
	支給額	200万円	100万円	50万円																																						
	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)																																						
	支給額	実費(上限100万円)	実費(上限100万円)	実費(上限25万円)																																						
	住宅の再建方法	補修																																								
	支給額	実費(上限100万円)																																								
	住宅の再建方法	補修																																								
	支給額	実費(上限40万円)																																								
	住宅の再建方法	補修																																								
	支給額	実費(上限20万円)※																																								
	対象となる方	<p>■自然災害により、被災された世帯</p> <p>①住宅が全壊(損害割合が50%以上)した世帯</p> <p>②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず「解体」した世帯</p> <p>③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が「長期間継続」している世帯</p> <p>④住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯:損害割合が40%以上50%未満)</p> <p>⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯:損害割合が30%以上40%未満)</p> <p>⑥住宅の損害割合が、20%以上30%未満である世帯(半壊世帯)</p> <p>⑦住宅の損害割合が、10%以上20%未満である世帯(準半壊世帯)</p>																																								

	⑧住宅の損害割合が準半壊に至らない(損害割合が10%以下)世帯及び床上浸水または床下浸水した世帯
備 考	罹災証明書(写し可)等が必要
申 請 期 限	(1)基礎支援金:令和4年8月10日 (2)加算支援金:令和6年8月9日
問い合わせ先	防災部 暮らし安全室 電話0854-40-1027

制 度 の 名 称	<b>母子・父子・寡婦福祉資金</b>
支 援 の 種 類	融資
支 援 の 内 容	(1)災害により被災した母子家庭(父子家庭)及び寡婦に対しては、事業開始資金・事業継続資金・住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払猶予などの特別措置を講じます。 (2)令和3年7月6日からの大雨被害に伴い、母子父子寡婦福祉資金の住宅資金・転宅資金の貸付を受けた方が連帯保証人を付けず、年1%の利子を付して償還を行った場合、県に納めた利子相当額が県から後日支給されます。
対 象 と なる 方	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付を受けている方
備 考	罹災証明書が必要
申 請 期 限	(1)被災日から1年以内 (2)受付終了
問い合わせ先	子ども政策局 子ども家庭支援課 電話0854-40-1067

制 度 の 名 称	<b>がけ地近接等危険住宅移転事業</b>			
支 援 の 種 類	補助金			
支 援 の 内 容	がけ条例の建築制限区域等に建っている住宅で、区域外に <b>移転</b> される場合に除却費や移転先住宅の建設費等に対して支援する制度です。			
	①除却	②建設・購入・改修	③土地購入	④敷地造成
	上限 975 千円	上限 4,650 千円	上限 2,060 千円	上限 608 千円
	※②、③、④は金融機関から融資を受けた場合の利息返済額が対象です。			
対 象 と なる 方	■島根県建築基準法施行条例第4条(がけ条例)の建築制限区域内の住宅 ■土砂災害特別警戒区域内(指定後)の住宅			
備 考	移転をお考えの方は、 <b>事前に</b> 建築住宅課までご相談ください。			
問い合わせ先	建築住宅課 電話 0854-40-1065			

### ◇営農継続支援

制度の名称	令和3年7月豪雨災害に伴う営農継続補助金【新設】
支援の種類	補助金
支援の内容	<p>■令和4年度稲作等の作付けが出来ない農地(田)について、草刈等の維持管理を行う場合の費用の一部を支援します。</p> <p>■対象農地 災害の影響により水稻等の作付けが出来ず維持管理(草刈等)を行う農地(田)</p> <p>■対象費用 被災した農地(田)の維持管理(草刈等)の費用の一部</p> <p>■支援金額 畦畔を含む水田面積10a当たり3,000円(1,000円未満の端数は切り捨てます。)</p>
対象となる方	7月6日からの豪雨災害の影響により令和4年度に水稻等の作付けが出来ない農地(田)の所有者又は耕作者
備考	支援金申請請求書にあわせて、維持管理作業前後の写真、振込口座に関する書類の提出が必要
申請期限	令和5年3月31日
問い合わせ先	農林振興部 農政課 電話0854-40-1051

### ◇手当の特別措置

制度の名称	特別児童扶養手当、特別障害者手当等の特例措置
支援の種類	所得制限の特例措置
支援の内容	被災者に対する特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じます。
対象となる方	災害により住宅・家財等の財産についてその価格の概ね2分の1以上の損害を受けた障がい者・障がい児のいる世帯
備考	各種手当の被災状況書および罹災証明書(写し可)が必要
申請期限	令和4年6月30日
問い合わせ先	健康福祉部 長寿障がい福祉課 電話0854-40-1042

### ◇税等の減免・猶予

制度の名称	農地・農業用施設災害復旧事業、林地崩壊防止事業に係る個人(受益者)負担の軽減
支援の種類	軽減
支援の内容	<p>■農地災害復旧事業</p> <p>・個人等が耕作または管理する農地 通常:工事費の4%⇒軽減後:工事費の1.35%</p> <p>・担い手に利用権設定している農地 通常:工事費の4%⇒軽減後:0%</p> <p>■農業用施設災害復旧事業</p>

	<p>通常:工事費の2%⇒軽減後:0%</p> <p>■林地崩壊防止事業</p> <p>・世帯最高所得者の前年度の市民税が非課税の場合</p> <p>通常:事業費の10.0%⇒軽減後:事業費の5.0%</p> <p>・世帯最高所得者の前年度の市民税課税標準額が250万円未満の場合</p> <p>通常:事業費の12.5%⇒軽減後:事業費の6.25%</p> <p>・世帯最高所得者の前年度の市民税課税標準額が250万円以上の場合</p> <p>通常:事業費の15.0%⇒軽減後:事業費の7.5%</p>
問い合わせ先	農林振興部 農林土木課 農林災害復興チーム 電話0854-40-1081

制度の名称	市県民税における雑損控除
支援の種類	軽減
支援の内容	資産が災害等によって損害を受けた場合や災害に関連してやむを得ない支出(災害関連支出)をした場合は、当該年分の所得から差し引くことができます。(税申告が必要)
対象となる方	市県民税納税義務者で、被災され資産が損害を受けた罹災害関連の支出をされた方
備考	罹災した事を証明する書類、被災等に関連してやむを得ない支出をした領収書
問い合わせ先	市民環境部 税務課 電話0854-40-1034

## ◇その他の支援と相談窓口

### ●健康相談窓口

支援の内容	被災された方の健康相談
問い合わせ先	健康福祉部 健康推進課 電話0854-40-1045

## 【更新状況】

第1次とりまとめ:令和3年7月30日

令和3年9月9日追加

- ・がけ地近接危険住宅等移転事業

令和3年11月18日追加

- ・農地・農業用施設災害復旧事業、林地崩壊防止事業に係る個人(受益者)負担の軽減

令和4年4月1日追加

- ・令和3年7月豪雨災害に伴う営農継続補助金

令和4年4月1日現在受付終了一覧

- ・災害見舞金
- ・災害障害見舞金
- ・被災者生活応急復旧支援金(住家・木戸道等)
- ・被災者生活応急復旧支援金(農地等)
- ・被災した住宅の応急修理
- ・被災橋りょう復旧費補助金
- ・被災給水装置復旧補助金
- ・被災家屋等の解体・撤去制度
- ・市営住宅の提供(新規入居の受付終了)
- ・災害援護資金
- ・母子・父子・寡婦福祉資金(一部受付終了)
- ・児童扶養手当の特別措置
- ・固定資産税の減免
- ・市県民税の減免
- ・市税の徴収猶予(固定資産税、市県民税、軽自動車税)
- ・国民健康保険料及び医療費の一部(自己)負担金の減免、徴収猶予
- ・後期高齢者医療制度保険料及び医療費の一部(自己)負担金の減免、徴収猶予
- ・介護保険料の減免
- ・介護保険サービス利用者負担額の減免
- ・障害福祉サービス等に係る利用者負担額の免除
- ・幼稚園、認可保育所(園)、認定こども園の保育料及び児童クラブ使用料の減免
- ・ケーブルテレビ基本チャンネル使用料の免除
- ・水道料金、下水道使用料の減免
- ・就学援助
- ・被災地域における事業継続緊急支援補助金